

改正民法の施行に関するご案内

2020年4月1日に施行される改正民法により、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められるとともに法定利率が変更されるため、以下のとおりご案内いたします。

記

1. 約款を用いた新たな取引ルールについて

改正民法の中で、以下のいずれかに該当する場合には、約款を用いた新たな取引を行う事業者（企業）側が既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。（法第548条の4）

- ① 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- ② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている損害保険契約についても、改正民法で規定する上記のいずれかの条件に該当する場合には、約款の内容が変更されることがあります。

2. ライプニッツ係数の変更について（自動車保険）

- (1) 民法改正により、法定利率が現在の「年5%」から「年3%」に変更されます（その後も3年ごとに見直されます）。自動車保険の人身傷害保険で使用されている「ライプニッツ係数」は、法定利率（現在年5%）をもとに算出されているため、関係当局の認可を前提として、変更後の法定利率（年3%）をもとに算出された係数に変更する予定です。

【ライプニッツ係数について】

逸失利益等の将来にわたって発生する損害に対する保険金を一括で受け取られた場合、お客さまはその保険金による利息収入を毎年得ることができます。そのため人身傷害保険で補償する「逸失利益」および「将来の介護料」において、毎年発生する利息に相当する額を差し引いた保険金の額を算出するために使用する係数を「ライプニッツ係数」といいます。

変更後の法定利率（年3%）をもとに算出されたライプニッツ係数により、毎年発生する利息に相当する額も減少することから、結果としてお支払いする保険金の額が増加します。

- (2) (1) については、既存契約も含めて2020年4月1日以降に発生した事故に適用することを予定しています。このライプニッツ係数の変更により、人身傷害保険の支払対象となる損害のうち、①後遺障害による損害における「逸失利益」および「将来の介護料」、②死亡による損害における「逸失利益」において、お支払いする保険金の額が増加します。

※ 人身傷害保険と同様に自賠責保険および対人賠償責任保険の支払保険金が増加する場合があります。

3. 変更後のライプニッツ係数について

法定利率を年3%として算出したライプニッツ係数および人身傷害保険の支払保険金計算例については、ライプニッツ係数が確定しましたら、改めてご案内いたします。

<参考> 改正民法（抜粋）

（定型約款の変更）

第 548 条の 4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

(1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

(2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第 548 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

詳細は法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html) をご参照ください。

以上